

令和 3 年 4 月 1 日  
香川県広域水道企業団

## 令和 3 年度の入札契約制度の改正について（お知らせ）

### 1 総合評価方式について

同業種工事の工事成績評定点の平均点について、配点を現行の「10 点」から「20 点」に拡大するなどの改正を行います。

詳細は、**別添**のとおりです。

### 2 建設工事における最低制限価格の設定範囲の変更について

令和 3 年 4 月 1 日以降、最低制限価格を設定する工事の範囲を変更します。

最低制限価格を設定する工事の該当の有無につきましては、「指名競争入札執行通知書」に記載していますので、よくお読みいただいた上で、競争入札に御参加ください。

### 3 業務委託に係る発注見通しの公表について

令和 3 年度から、工事施行に伴う測量、調査、設計等の業務委託についても、新たに発注見通しを公表します。

なお、公表する項目は、次のとおりです。

- ①業務の名称、 ②業務の場所、 ③業務の期間、 ④業務の種別、
- ⑤業務の概要、 ⑥入札及び契約の方法、 ⑦入札を行う時期

### 4 請負代金法定福利費内訳書の提出について

社会保険等への加入を一層推進していくために必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要であることから、企業団発注工事において、当該工事の請負代金額における法定福利費を明示した「請負代金法定福利費内訳書」を発注者へ提出することとし、令和 3 年 10 月 1 日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う企業団発注工事から適用します。

なお、詳細については、改めてお知らせします。

## ○令和3年度における総合評価方式の改正点について

企業団における総合評価制度については、平成30年度、令和元年度の2年間は、本部及び旧府中事務所は県の制度、その他の事務所は各市町の制度に準拠し運用していましたが、令和2年度、本部及び旧府中事務所でも適用していた県の制度を基本として、企業団全体で統一したところです。

令和3年度総合評価方式については、「総合評価の手引き」(以下「手引き」という。)を参照願います。  
なお、主な改正点は下記のとおりです。

### 1 同業種工事の工事成績評定点の平均点 ※手引き P11

◇ (参考) 令和2年度変更内容

- ・評価の対象は、平成30年度以降に企業団で発注し、平成30年4月1日から令和元年12月31日までの1年9ヵ月間に完成した工事の評定点を評価対象とする。
- ・配点を「35点」から「10点」に縮小する。

◆ 令和3年度変更内容

- ・評価の対象は、平成30年度以降に企業団で発注し、平成30年4月1日から令和2年12月31日までの2年9ヵ月間に完成した工事の評定点を評価対象とする。
- ・配点を現行の「10点」から「20点」に拡大する。

なお、令和4年度において、実績数の蓄積状況を勘案しつつ、制度統一前の「35点」に戻す方向で検討する。

(現行) R2年度基準

評価基準	配点
80点以上	10
79点以上80点未満	9
78点以上79点未満	8
77点以上78点未満	7
76点以上77点未満	6
75点以上76点未満	5
74点以上75点未満	4
73点以上74点未満	3
72点以上73点未満	2
71点以上72点未満	1
71点未満又は企業団発注工事の成績評定点なし	0



(案) R3年度基準

評価基準	配点
80点以上	20
79点以上80点未満	18
78点以上79点未満	16
77点以上78点未満	14
76点以上77点未満	12
75点以上76点未満	10
74点以上75点未満	8
73点以上74点未満	6
72点以上73点未満	4
71点以上72点未満	2
71点未満又は企業団発注工事の成績評定点なし	0

### 2 同業種工事の主任(監理)技術者又は現場代理人(有資格者)としての施工経験 ※手引き P16

現場代理人(有資格者)の評価に係る「現場代理人評価対象資格表」に次の資格を追加する。

- ・ 1級・2級電気通信工事施工管理技士(発注工種:電気通信工事)

### 3 災害時の活動体制(災害協定) ※手引き P20、P43

応札者が企業団と災害協定を締結している団体に参加している場合、団体等に当該年度加入していることを証明する書類の写しを添付することとしているが、加入している団体が「(一社)香川県建設業協会」の場合は、当該証明書類の写しの添付は不要としている。

令和3年度から、「(一社)香川県建設業協会」に加え、「香川県管工事業協同組合連合会」についても同様の取扱いとし、団体等に当該年度加入していることを証明する書類の写しの添付は不要とする。